

25 宇市人第 150 号
平成 25 年 6 月 4 日

宇治市職員労働組合
執行委員長 小野 敦 様

宇治市長 山本 正

提 起 書

本市職員の給与について、平成 25 年度のみ措置として、下記のとおり提起する。

記

1 給 与

(1) 給 料

現行の支給額から、本給（平成 19 年 4 月 1 日より実施している給与構造改革の給料表切り替えに伴う現給保障者は現給保障額）に、それぞれの率を乗じた額を減じる。

1 級及び 2 級	: 3.20%
3 級～5 級	: 5.21%
6 級	: 7.77%
7 級及び 8 級	: 9.77%

(2) 諸手当

給料を基礎とする次の各手当については、(1)による減額は適用しない。

地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当

2 実施時期

平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで実施する。

参考)

- ・再任用職員についても同様の取り扱いとする。
- ・京都府市町村職員共済組合、公立学校共済組合、宇治市職員共済組合に係る掛金及び共済費については減額後の給料を基礎として算出する。